

令和5年度業務実績に係る委員項目別評定一覧

◆本表は、法人の自己評価及び各委員・県の評価を一覧にしたものです。

資料2

項 目	令和5年度実績に係る評価																																								
	法人自己評価				委員評価																												県評価(案)								
					井深委員				海野委員長				郷内委員				佐藤(和)委員				佐藤(裕)委員				菅原委員				富田委員								正宗副委員長				
	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合	精神医療 センター	がん センター	本 部	総 合					
第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置																																									
1 質の高い医療の提供																																									
(1) 政策医療、高度・専門医療の確実な提供	B	A			B	A			B	B			B	A			B	A			B	A			A	B			B	A			B	B			B	B			
(2) 医療機器、施設の計画的な更新・整備	A	A			A	A			B	B			B	A			A	A			B	B			B	A			A	A			B	B			B	B			
(3) 地域医療への貢献	A	A			A	A			A	A			A	A			A	A			A	A			A	A			A	A			B	B			A	A			
(4) 医療に関する調査・研究と情報の発信	B	B			B	B			B	C			B	B			B	B			B	B			B	B			B	B			B	B			B	B			
2 安全・安心な医療の提供	B	B	B	B	情報公開条例第19条第1項に基づき非公開																																	B	C	B	B
3 患者や家族の視点に立った医療の提供	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
4 人材の確保と育成	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
5 災害等への対応	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき 措置																																									
1 業務運営体制の確立				B				B				B				B				B			B				B				B				B			B			
2 収益確保の取組	B	B			B	B			B	B			B	C			B	B			B	B			B	C			B	B			B	C			B	C			
3 経費削減への取組	B	B	B		B	B	B		B	B	B		B	B	B		B	B	B		B	B	B		B	B	B		B	B	B		B	B	B		B	B			
第3 予算、収支計画及び資金計画				C				C				C				C				C				C				C				C				C			C		
第4 短期借入金の限度額																																									
第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する 計画																																									
第6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画																																									
第7 剰余金の使途																																									
第8 積立金の処分に関する計画																																									
第9 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置																																									
1 人事に関する計画				B				B				B				B				B				B				B				B				B					
2 就労環境の整備				B				B				B				B				B				B				B				B				B					
3 病院の信頼度の向上	B	B			B	B			B	B			B	A			B	B			B	B			B	B			B	B			B	B			B	B			

- <判定基準>
- 「S」：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合

定量的指標で評価できない項目については原則S評価なし

「A」：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合

定量的指標で評価できない項目については、困難度が「高」とされた目標について、目標の水準を満たしている場合

「B」：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上

定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を満たしている場合(「A」に該当する事項を除く。)

「C」：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満

定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を満たしていない場合(「D」に該当する事項を除く。)

「D」：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合

定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合